4　競争に参加することができない者
（建設工事）
次の①から⑥までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。ただし、1（建設工事）の⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき一般競争（指名競争）に参加する者及び一般社団法人等（以下「その他工事参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第１第１号の２に規定する審査基準日が平成25年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（その他工事参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者
（建設コンサルタント等業務）
次の①から⑤までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査
（建設工事）
４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（その他工事参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　客観的事項（共通事項）
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
②　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１から３までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数又は客観的事項の審査基準日及び基準決算の前期末における許可を受けた建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数の平均の数
③　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）
⑵　主観的事項（特別事項）
①　平成26年10月１日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの２年間における希望工事種別ごとの工事成績
②　主観的事項の審査基準日の前日までの４年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴
（建設コンサルタント等業務）
４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　資格認定の日から平成29年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、各支社等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各支社等の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　インターネットを使用しての申請ができない者
（建設工事）
①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
②　経常建設共同企業体
③　事業共同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合